

公募した施設

播磨町の公の施設の指定管理者の指定について、平成31年3月31日をもって、指定期間の満了を迎えた施設の指定管理者の選定にあたり、健康いきいきセンター、中央公民館、図書館について、インターネットなどを通じて指定管理者を募集しました。その結果、各1団体の応募がありました。

また、施設の設立の経緯や事業の持続性などから公園やスポーツ施設などについては、公募によらず、これまでの運営実績を考慮して、引き続き同じ団体から事業計画書の提出を受けました。

指定管理者の選定にあたっては、有識者などによる指定管理者選定委員会（委員9人）を開催し、①住民の平等利用が確保されること、②事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮することともに、管理経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有していることなどを選定の基準として、公募した施設については、書類審査と面接審査を行い、公募しなかった施設についても書類審査を行い決定しました。

それぞれの施設の指定管理者の選定理由については、次のとおりです。

※1年間とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日、3年間とは平成31年4月1日～令和4年3月31日、5年間とは平成31年4月1日～令和6年3月31日を示す。

●播磨町健康いきいきセンター

管理者 播磨町健康いきいきサポートグループ（株式会社 Link Works および山陽アメニティサービス株式会社 共同事業体）
指定期間 3年間

共同事業体としての申請ですが、構成団体の役割分担（「運営」担当と「施設管理」担当の役割分担）が明確であり、当該施設の適切な管理運営が期待できます。高齢者向け健康増進活動、子どもスポーツ活動などの取り組みによって、利用者数が増加した点は高く評価できます。

障がい者対象プログラムを充実させ、バリアフリー対策を進めようとする姿勢は、施設の平等利用および利用促進の面で評価できます。また、利用者管理システムの活用は、災害時などにおける利用者の安全確保の面で効果的であり、この点も評価できるものです。

以上のようなことから、健康いきいきセンターの指定管理者とすることが適当であると判断します。



●播磨町中央公民館

管理者 特定非営利活動法人 まちづくりサポートはりま
指定期間 5年間

中央公民館の設置目的を十分理解しており、管理体制、運営面、共に問題はありませんが、これまでの活動実績からみても、安定した管理運営が期待できます。

自主事業（サークルの育成、幅広い年代を対象とする教育事業の推進など）を積極的に展開し、施設の利用促進に努めることにより、「地域住民に親しまれる交流の場」の充実を図っています。

施設利用状況を確認するためのシステムを導入したほか、高齢者などが使いやすいようバリアフリーを意識した備品を整備するなど、施設の平等利用およびサービス向上に積極的に取り組んできた実績、また、これまでの運営経験を生かしながら少しでも経費を削減しようとする姿勢は、高く評価できるものです。

以上のようなことから、中央公民館の指定管理者とすることが適当であると判断します。



●播磨町立図書館

管理者 TRC播磨（株式会社図書館流通センターおよび神鋼不動産ビルマネジメントサービス株式会社 共同事業体）
指定期間 5年間

図書館運営業務の実績が豊富であり、経営基盤も安定しています。事業計画についても、魅力的な提案を含む長期ビジョンが明確に示されており、今後も安定した管理運営が期待できます。

専門性を有する人員の配置・育成計画、災害時に利用者の安全を確保するための体制づくりや講習も、堅実に進められています。

また、「図書館はなれ」がいわゆる昨今、「調べる学習の支援」「学校支援」、そのほか、多種多様な自主事業を通じて、学習の機会や学習成果を活かす機会を提供し、住民の「知の拠点」としての役割を果たそうとしている点は、高く評価できるものです。

以上のようなことから、図書館の指定管理者とすることが適当であると判断します。



公募しなかった施設

●播磨町福祉会館および播磨町立播磨町駅西側自転車駐車場

管理者 社会福祉法人 播磨町社会福祉協 議会

指定期間 1年間

本施設は、住民の福祉の増進、文化の振興を図り、各種集会、その他の利用に供するための施設であり、現在の管理体制、運営面、共に問題はありませんが、「住民が集い、交流し、支えあう場づくり」を重点目標に掲げ、子どもから高齢者までの幅広い年代や障がい者など様々な住民を対象とする自主事業を展開し、施設利用者数増加に向けた努力を重ねている点は、評価できます。

入浴施設が廃止され、キッチンスタジオや町直営の総合相談窓口が設置されることになりましたが、当該施設の位置づけについての検討を進めながら、指定管理者が有するネットワークの活用やこれまでの活動実績に基づく着実な管理運営を継続することが望まれます。

なお、播磨町駅西側自転車駐車場場の管理についても適切に行われています。

以上のようなことから、引き続き両施設の指定管理者とすることが適当であると判断します。



●播磨町ゆうあいプラザ

管理者 公益社団法人 加古郡広域シルバー人材センター

指定期間 5年間

本施設は「高齢者対策事業所」および「障害者授産施設」として設立されたものであり、現在の指定管理者は、当該施設を自らの活動拠点とし、高齢者の能力を生かしながら地域のニーズに応えています。

設立当初より施設は適正に管理運営されており、人的・物的能力に問題がないことから、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断します。

●播磨町デイサービスセンター

管理者 社会福祉法人 播磨町社会福祉協 議会

指定期間 5年間

本施設は、在宅の要援護高齢者、介護保険法の規定による認定を受けた人および身体と障害のある人などの福祉の増進と介護者の負担の軽減を図るために設立されたもので、指定管理者は、当該施設を高齢者などの支援拠点とし、地域のニーズに応えています。

これまで当該施設は適切に管理され、安定した運営がなされていることから、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断します。

●播磨町福祉しあわせセンター

管理者 社会福祉法人 播磨町社会福祉協 議会

指定期間 5年間

本施設は、住民の福祉増進を図るための施設であることから、ボランティアの育成

拠点、各種団体の事業拠点として会議室なども各種相談事業などに利用され、適切に管理運営されています。このような施設の特性を考慮すれば、現在の指定管理者を、引き続き指定することが適当であると判断します。

●播磨町都市公園等

管理者 一般財団法人 播磨町臨海管理センター

指定期間 5年間

設置目的が十分に理解され、安全確実に施設の管理運営が行われています。加えて、これまで管理の対象となる都市公園の増加にも対応してきた実績、特に公園管理運営に関する知識の蓄積が生かされることも期待できます。

また、今後予定されている望海公園の再整備に伴う提案も評価できるため、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断します。



●播磨町総合スポーツ施設

管理者 特定非営利活動法人 スポーツクラブ21はりま

指定期間 5年間

住民のスポーツ振興、また、健康づくりにつき、多方面にわたり多大な貢献をしています。施設の利用率アップに向けた種々の取り組み、利用者へのスムーズな情報提

供の実施、送迎バス導入の検討など、施設の効果的な運営に努めています。

住民のニーズに応じた自主事業を展開するなど、地域コミュニティとの連携を深めており、その成果も上がっています。このようなことから、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断します。

●播磨町東部コミュニティセンター

管理者 播磨町東部コミュニティ委員会

指定期間 5年間

※総合スポーツ施設とは、新島球場、播磨町総合体育館、浜田球場、浜田テニスコート、うみえーる広場、望海公園球場、はりまシーサイドドーム、秋ヶ池運動場を指す。

●播磨町西部コミュニティセンター

管理者 播磨町西部コミュニティ委員会

指定期間 5年間

各コミュニティセンターは、地域住民が利用する施設であり、地域住民で構成する各コミュニティ委員会が指定管理者として管理運営することで地域のそれぞれの特性を生かした事業がなされています。

当該施設は、今後も地域の活性化の拠点となるべき施設であるので、現在の指定管理者を引き続き指定することが適当であると判断します。